

随意契約理由書

【件名】 村野浄水場 階層系オゾン設備補修工事

本件は、村野浄水場の階層系浄水施設に設置しているオゾン設備の補修を行うものである。

本設備は、メーカー独自に設計、製作されたもので、補修を行うにあたっては、仕様、構造及びシステム全体の特性を熟知している必要がある。

このため、本補修は、当該設備を設計、製作及び設置をした水 ing エンジニアリング株式会社以外行うことができない。

ついては、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、水 ing エンジニアリング株式会社西日本支店と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）の規定により省略する。

随意契約理由書

【件名】 磯島取水場 制水塔ゲート電動開閉装置補修工事

本件は、大阪広域水道企業団磯島取水場外に設置している制水塔ゲート電動開閉装置の補修を行うものである。

本件の対象である電動開閉装置は、製造者独自の基準により設計及び製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本装置を設計及び製作した西部電機株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、西部電機株式会社大阪支店と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）の規定により省略する。

随意契約理由書

工事名：村野浄水場 高度浄水処理棟排水管漏水補修工事

本件は、高度浄水処理棟 塩素混和池の排水管継手から発生した漏水にかかる必要な処置を行うものである。

令和8年2月18日に高度浄水処理棟地下2階の排水管φ300mmより漏水が発生していることが判明した。

φ300mm排水管を固定しているU字ボルト等について、取付先の形鋼に曲がりがある影響で傾きが生じており、排水管が抜け落ちた場合、吸水井の排水機能が一部停止することから早急に排水管の補修を行いたい。

本工事に関して、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により、緊急性が求められる修繕工事等に迅速に対応が可能な三和管工株式会社に問い合わせたところ、資機材及び労力の手配が可能であると回答があったため、同社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

本件は、緊急で工事しなければ施設管理上、著しく支障をきたすことから、大阪広域水道企業団契約規定運用第13条関係第1項第7号の規定により、比較見積りを省略する。

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 庭窪浄水場 粒状活性炭吸着池設備改良工事その5

本件は、庭窪浄水場の南系高度浄水処理棟に設置している粒状活性炭吸着池設備の改良工事を行うものである。

本件の対象である粒状活性炭吸着池設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良、改良後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本改良が可能な者は、本設備を設計・製作したユニチカ株式会社から事業譲渡されたアタカ大機株式会社と合併し、存続会社となった日立造船株式会社が社名変更したカナデビア株式会社1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、カナデビア株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

(件名) 庭窪浄水場 二次凝集池攪拌機設備修繕

本件は、庭窪浄水場に設置している二次凝集池攪拌機設備の修繕を行うものである。

本件の対象である二次凝集池攪拌機設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、修繕、修繕後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本修繕が可能な者は、本設備を設計・製作したユニチカ株式会社から事業譲渡されたアタカ大機株式会社と合併し、存続会社となった日立造船株式会社が社名変更したカナデビア株式会社1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、カナデビア株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

(件名) 庭窪浄水場 魚生態監視設備補修工事

本件は、庭窪浄水場に設置している魚生態監視設備の補修工事を行うものである。

本件の対象である魚生態監視設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修、補修後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本補修工事が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社共和技電 1 者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社共和技電と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条及び同運用 7 第 13 条関係第 1 項第 1 号の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

(件名) 庭窪浄水場 生物処理設備及び水道設備補修工事

本件は、庭窪浄水場に設置している生物処理設備及び水道設備の補修工事を行うものである。

本件の対象である生物処理設備及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修、補修後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本補修工事が可能な者は、本設備を設計・製作したユニチカ株式会社から事業譲渡されたアタカ大機株式会社と合併し、存続会社となった日立造船株式会社が社名変更したカナデビア株式会社 1 者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、カナデビア株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条及び同運用 7 第 13 条関係第 1 項第 1 号の規定により比較見積りを省略する。

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 大庭浄水場 高圧電気設備修繕

本件は、大庭浄水場ポンプ棟に設置している高圧電気設備の修繕を行うものである。

本件の対象である高圧電気設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、修繕、修繕後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

については、本修繕が可能な者は、本設備を設計・製作した三菱電機株式会社が維持管理業務を移管している三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 1 者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社西日本本部と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条及び同運用 7 第 13 条関係第 1 項第 1 号の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

(件名) 一津屋取水場 原水水質連続監視設備更新維持事業

本件は、一津屋取水場の水質計器室に設置している原水水質連続監視設備の更新工事及び 10 年間の維持管理業務を行うものである。

本件の対象である原水水質連続監視設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、更新工事、更新工事後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

ついては、本工事及び維持管理業務が可能な者は、本設備を設計・製作した横河電機株式会社から電気計装工事部門等の事業を継承した横河フィールドエンジニアリングサービス株式会社（現、横河ソリューションサービス株式会社）から「設備の販売及び設置」及び「維持管理」を移管している向洋電機株式会社 1 者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、向洋電機株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条及び同運用 7 第 13 条関係第 1 項第 1 号の規定により比較見積りを省略する。

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 万博公園浄水施設 オゾン設備改良工事

本件は、万博公園浄水施設の高度浄水処理棟に設置しているオゾン設備の改良を行うものである。

本件の対象であるオゾン設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良、改良後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本改良が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社東芝関西支社が既設設備の一部の改良を移管している朝日企業株式会社 1 者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、朝日企業株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条及び同運用 7 第 13 条関係第 1 項第 1 号の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

【件名】 村野浄水場ほか 排水処理設備及び水道設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 村野浄水場ほか4か所に設置している排水処理設備及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象である排水処理設備及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した月島 J F E アクアソリューション株式会社が維持管理業務を移管している月島ジェイテクノメンテサービス株式会社1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、月島ジェイテクノメンテサービス株式会社 大阪支社 西日本営業部と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 万博公園浄水施設ほか バルブ及び水道設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 万博公園浄水施設ほか 45 か所に設置しているバルブ及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象であるバルブ及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社栗本鐵工所 1 者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社栗本鐵工所と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 三島浄水施設ほか 緩速攪拌機設備及び水道設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 三島浄水施設ほか4か所に設置している緩速攪拌機設備及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象である緩速攪拌機設備及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した住友重機械工業株式会社が維持管理業務を移管している住友重機械エンバイロメント株式会社1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、住友重機械エンバイロメント株式会社 大阪支店と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 高槻ポンプ場ほか バルブ補修工事その 1

本件は、大阪広域水道企業団の高槻ポンプ場ほか 47 か所に設置しているバルブ設備の補修を行うものである。

本件の対象であるバルブ設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社クボタが維持管理業務を移管している株式会社クボタ建設 1 者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社クボタ建設 大阪営業所と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 三島浄水施設ほか ポンプ設備及び水道設備補修工事その 1

本件は、大阪広域水道企業団 三島浄水施設ほか 11 か所に設置しているポンプ設備及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象であるポンプ設備及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社東芝、株式会社荏原製作所、水 ing エンジニアリング株式会社が維持管理業務を移管している朝日企業株式会社 1 者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、朝日企業株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 一津屋取水場ほか 電動機設備及び水道設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 一津屋取水場ほか5か所に設置している電動機設備及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象である電動機設備及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社明電舎、株式会社電業社機械製作所及び株式会社鶴見製作所が維持管理業務を移管している株式会社守谷商会1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、株式会社守谷商会 大阪支店と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 泉北浄水池ほか バルブ補修工事その3

本件は、大阪広域水道企業団 泉北浄水池ほか 38 か所に設置しているバルブ設備の補修を行うものである。

本件の対象であるバルブ設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した前澤工業株式会社が維持管理業務を移管している株式会社前澤エンジニアリングサービス 1 者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社前澤エンジニアリングサービス 大阪営業所と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 村野浄水場ほか 監視制御設備及び水道設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 村野浄水場ほか5か所に設置している監視制御設備及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象である監視制御設備及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した三菱電機株式会社が維持管理業務を移管している三菱電機プラントエンジニアリング株式会社1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 西日本本部と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 送水管理センターほか 計算機設備改良工事その2

本件は、大阪広域水道企業団 送水管理センターほか 44 か所に設置している計算機設備の改良を行うものである。

本件の対象である計算機設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、工事を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本工事の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社日立製作所 1 者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社日立製作所 関西支社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】庭窪浄水場ほか 電動機設備及び水道設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 庭窪浄水場ほか 14 か所に設置している電動機設備及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象である電動機設備及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社日立製作所、株式会社日立インダストリアルプロダクツ、株式会社日立プラントサービス及び株式会社国際電気が維持管理業務を移管している株式会社日立産機テクノサービス 1 者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社日立産機テクノサービス 大阪事業所と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

随意契約理由書

件 名：東部水道事業所 自家発電設備補修工事

本件は、東部水道事業所に設置している自家発電設備の補修を行うものである。

本件の対象である自家発電設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うにあたっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本件の施工が可能な者は、本設備を設計・製作したシンフォニアテクノロジー株式会社が補修や点検業務を移管しているシンフォニアエンジニアリング株式会社大阪支社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、シンフォニアエンジニアリング株式会社大阪支社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条および同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

件 名： 工水量水器改良工事（臨海工水管・堺市）

契約番号： 08-23-工改-0107

本工事は、南部水道事業所管内（臨海工水管・堺市）の工水管に設置している流量計の取替を行うものである。

令和8年4月14日の一般競争入札において、予定価格内の入札がなかったため、同年4月17日に再度の一般競争入札を実施したが、予定価格内の入札はなかった。

このことから、本一般競争入札に参加した2者に対してヒアリングを行った結果、双方に受注意思はあったが、予定価格超過により入札のあった「株式会社木内計測」は、入札価格を精査したところ予定価格内に収まらず、最低制限価格未満で入札のあった「島津システムソリューションズ株式会社大阪支店」は、これまでの実績で培ったノウハウの活用により、コスト縮減を図ったものであり、本入札価格においても適切かつ確実な施工を行うことが可能であるとの回答があった。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号の規定により、「島津システムソリューションズ株式会社大阪支店」と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第9号）の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

件 名： 廃止管撤去工事（2 拡南部幹線・高石市）R8

本工事は、高石市東羽衣 5 丁目～7 丁目地内において 2 拡南部幹線の廃止管撤去を行うものである。

当該工事は、高石市土木部事業推進室事業課発注工事「南海中央線電線共同溝整備工事（2 工区）」と施工区間及び施工時期が重複する。重複する施工区間は道路幅員が小さく通行止めを必要とする。

このため、「南海中央線電線共同溝整備工事（2 工区）」の受注者である鳳工業株式会社に施工してもらうことで、工期や通行止め期間の短縮、工事の安全性、及び円滑かつ適切な施工を行うことができる。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 6 号の規定により、同社と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）の規定により、比較見積りを省略する。